

議案第 2 1 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 2 年 4 月 3 0 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第10号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 1 4 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

